

計画の改定過程において市民の意見を反映させる方法について（案）

1 主 旨

環境基本計画は、京都市環境基本条例第3条各号に掲げる環境保全の基本理念のもと、同条例第9条第1項により定めるものである。

市民等からの意見の反映や参加については、同条第3項で「(前略) 事業者及び市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。」と定め、また、京都市市民参加推進条例第9条第1項では、市政への参加の手段として「(前略) 政策の形成、実施及び評価の一連の過程において、公聴会、ワークショップ、その他の市政への参加の手段のうち、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。」としている。

以上のことから、環境基本計画の改定に当たっては、その過程において、市民意見を反映させる方法を検討する。

一方、市民及び事業者を対象とした意見聴取については、既に、平成27年3月にアンケート（結果については参考資料7参照）を実施しているので、そのことも踏まえ、検討していく必要がある。

2 実施方法の検討

実施方法については、部会委員の御意見をいただきながら、有効な方法を検討し、実施していくこととする。

事務局においては、現時点では、参加者を公募したうえで、ワークショップによる意見交換会を実施することを考え、その方法として、未来の環境像を見据えた環境基本計画の策定という観点から、①一般層（高校生以上）からの意見聴取に加えて、②若年層（中学生以下）からの意見聴取を実施することを考えている。

(1) 一般市民ワークショップ

対 象：高校生以上

テーマ：子どもたちや孫たちに残していきたい京都の環境について

人 数：50名規模

(2) 次世代ワークショップ

対 象：中学生以下（保護者同伴可）

テーマ：未来の京都の環境について

人 数：50名規模